

日向市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 日向市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	山陰地区：H11年度(20年) 秋留地区：H14年度(17年) 美々津地区：H21年度(10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 令和2年4月に全部適用予定
処理区域内人口密度	山陰地区：12.2人/ha 秋留地区：36.9人/ha 美々津地区：7.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3処理区(山陰地区、秋留地区、美々津地区)		
処理場数	3処理場(山陰地区、秋留地区、美々津地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金500円に加え、使用水量料金1立方メートルにつき100円(消費税抜)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	営業における水使用に伴い、市長の勧案による汚水量の認定を受けようとする者は、営業に伴う使用水量控除申請書を提出。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	家事のために使用した時の使用水量の認定 (1) 水道水以外の水のみを使用した場合 毎月1日現在における当該世帯の人員に、8立方メートルを乗じて得た水量 (2) 水道水以外の水と水道水を併用して使用した場合 (1)の方法により算定した使用水量の2分の1の水量に水道水の使用水量を加算して得た水量				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	2,700 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	2,704 円
	平成29年度	2,700 円		平成29年度	2,692 円
	平成30年度	2,700 円		平成30年度	2,686 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	農村整備係は現在5名で、農集排特会事業にあたるもの(職員人件費の予算措置)は1名である。
事業運営組織	令和元年度までは、農業畜産課 農村整備係で事業運営を行うが、令和2年4月からの法適用開始と同時に下水道課へ組織統合させ、上下水道局での運営となる。 (令和2年3月1日現在) 農業畜産課 農村整備係 5名 下水道課 11名(業務係 5名、工務係 3名、施設係 3名)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	3処理区(山陰・秋留・美々津)の維持管理業務、徴収事務については、民間委託を導入している。
	イ 指定管理者制度	法適化への移行準備を優先しており、未検討。
	ウ PPP・PFI	法適化への移行準備を優先しており、未検討。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	山陰地区の処理分のみ畜産資源リサイクルセンターで堆肥として再利用。販売も実施中。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設がないため、該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙 1 のとおり

2. 経営の基本方針

本市の農業集落排水は3地区あり、農村地域の農業用水・河川の水質保全や生活環境の改善・向上を図ることを目的に整備をしたものである。全国的に人口減少やインフラの老朽化が大きな課題となっており、本市でも人口減少による使用料収入の減少や施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など経営環境の厳しさは増しつつある。こうした中、将来にわたり安定的な住民サービスを提供していくには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められている。
先述した課題に取り組んでいくためにも、経営・資産等の正確な状況把握、弾力的な経営を行う。
なお、公営企業会計適用の開始時から、公共下水道事業の所管である上下水道局下水道課へ農業集落排水事業を移管することとしている。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙 2 のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本市の農業集落排水事業については、平成21年度に事業完了しており、今後の区域拡大等の計画はない。
下記のとおり機械・設備についての機能診断等を行ったところ、まだ耐用年数に達していないものの、老朽化が進んでおり緊急修繕等を行っている状況である。
今回の収支計画では、当時の最適整備構想を基に令和3年から建設改良費を加えている。
また、通常は定期的に調査・点検を行い、適正な維持管理に努めている。

- H22年 機能診断調査
- H23年 最適整備構想の策定
- R2年 事業計画策定
- R3年から最適整備構想により建設工事を開始する予定。

② 収支計画のうち財源についての説明

現在、使用料収入で賄うことのできないものについては、一般会計からの繰入金、地方債で賄っている状況である。
使用料収入に影響する、処理区域内人口、水洗化人口は、日向市人口ビジョンでの50年間の減少率を基に計算しており、徴収率は過去5年間の平均値で計算している。
国(県)補助金については、建設改良が始まる令和3年から国が50%、県が7.5%で見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

検針業務を含めた徴収事務については以前より水道課へ委託しており、水道料金、下水道使用料と共に収納処理をしている。この窓口を平成31年4月から民間委託に切り替えたことにより、経営の効率化と更なる住民サービスの向上を図っている。
 収支計画上の収益的支出については、人件費は現状で推移すると仮定し、他は平成29年までの実績、平成30年決算を考慮し算出した。
 なお、消費税率改正に伴う増額は加算済みである。
 地方債償還金については、現在までに借り入れた分の償還金を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和2年4月に上下水道局の下水道課と組織統合するが、事業ごとの運営をしていく。広域化、共同化は該当せず、下水道事業との統合についても処理区域が地理的に離れていることもあり難しい。
投資の平準化に関する事項	令和3年から補修工事も始まることから、国庫補助など国の動向を注視し計画的な整備を行うことで、事業費の平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料徴収率は平成30年度末で、96.84%(過年度含む)となっている。区域拡大等の計画もなく、人口減少により使用料収入も減ってきていることから、使用料の見直しも必要になってくると思われる。経費回収率は平成30年度決算で73.84%であること、20㎡で2,686円で運営していることなどを考慮し、法適化後に検証を行っていきたい。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理施設に係る管理業務等は民間企業に委託している。使用料の徴収は水道料金と合わせて行い、窓口や滞納整理などの各業務サービス向上を図るため令和元年度より民間企業による包括的委託を開始している。(上下水道料金センター)
職員給与費に関する事項	公営企業会計への移行や窓口業務の見直しなど業務内容の変化に応じて、職員数の増減を検討する
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	毎月各処理施設については、点検業務を委託で行っており、予防保全型の維持管理に取り組むことでトータルコストの縮減と投資の平準化に努めている。
委託費に関する事項	民間委託の範囲や可能性について、費用対効果を踏まえ検討していく。

その他の取組	なし
--------	----

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	令和2年4月の法適化による変化もあることから、その結果を踏まえて移行後に更新を行う。 また、今後は、毎年度の決算による経営分析表の公表を行っていく。
---------------------	---

経営比較分析表（平成30年度決算）

宮崎県 日向市

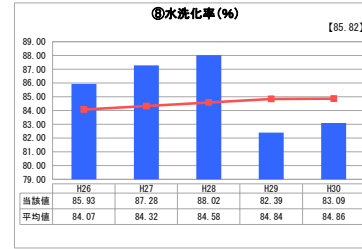
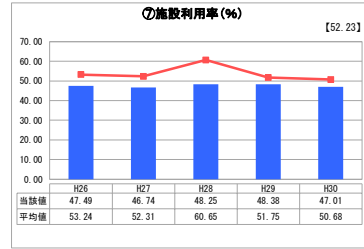
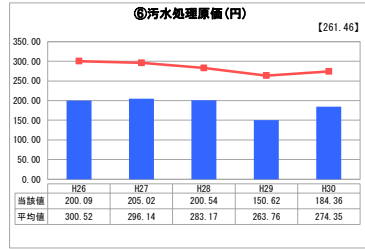
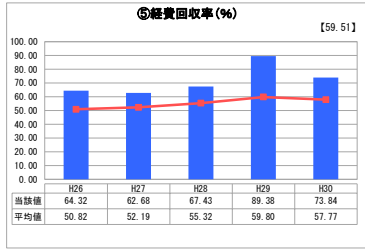
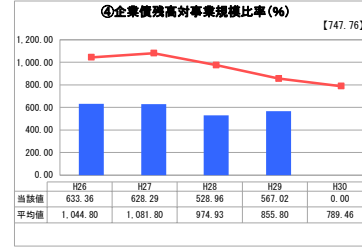
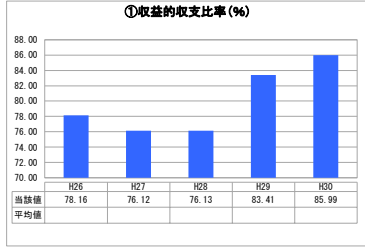
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	4.36	100.00	2,700

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
61,756	336.94	183.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,673	2.18	1,226.15

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

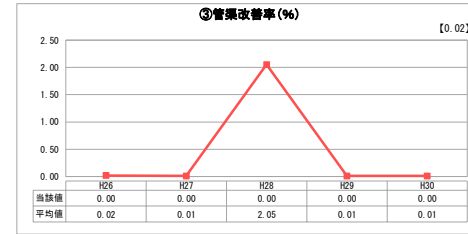
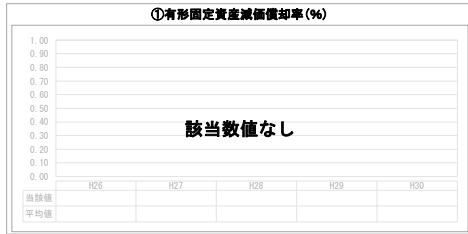
1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、前年度と比較し2.58%増加しており、平成28年度から右肩上がりとなっています。また、経費回収率についても、前年から15.54%減少しており、どちらにおいても、使用料収入の減少が要因となっていることから、維持管理費の状況も考慮しながら、今後の財源確保が課題となっています。企業債残高対事業規模比率については、繰出基準割合の算出が、平成30年度は100%となり、全て一般会計で負担しているため、0.00%となっています。汚水処理原価は、有収水量1mあたりの汚水処理に要した費用であり、維持管理費の増加に加え、年間有収水量の減少もあり、33.74円の増加に繋がっています。平成30年度は公営企業会計へ移行する経費もあり、例年より維持管理費が増加したことが要因です。施設利用率については、年間有収水量の減少に伴い、前年度と比べて1.37%減少しています。水洗化率については、前年度と比べ0.7%増加しており、区域内人口が減っている中でも、新規世帯は着実に接続していることがわかります。

2. 老朽化の状況について

施設は、供用開始後15年以上経過している施設が2つあり、今後建設工事を控える中、緊急修繕等は毎年少しずつ行っている状況です。今後の大型工事に向けた事業計画は令和2年度に策定する予定としています。

2. 老朽化の状況



全体総括

平成30年度は令和2年4月の公営企業会計移行に向けての経費が維持管理費の増加の要因となっており、今後必要経費を精査しながら、適正な事業運営に努める必要があります。また、全国的に人口減少に向かっている中、当該区域も例外ではなく、区域内人口が年々減少している状況であり、区域拡大等の計画も現状無いため、今後の使用料収入の安定的な確保に向けて、料金改定も視野に入れていく必要があります。公営企業会計へ移行後は、経営、資産等の正確な状況把握が期待できるため、以上のことについてもより深い分析に基づいて判断を行っていく方針です。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
収 益 的 収 入	1	総	収 益 (A)	114,708	112,423	114,054	115,802	115,506	114,293	111,880	109,581	107,324	103,507	97,460	90,790		
		(1)	営 業 収 益 (B)	37,708	35,599	35,991	36,629	36,586	36,520	36,446	36,370	36,281	36,192	36,105	36,019		
			ア	料 金 収 入	36,347	35,595	35,987	36,625	36,582	36,516	36,441	36,366	36,276	36,188	36,101	36,015	
			イ	受 託 工 事 収 益 (C)													
			ウ	そ の 他	1,361	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		(2)	営 業 外 収 益	77,000	76,824	78,064	79,173	78,920	77,773	75,435	73,211	71,043	67,315	61,356	54,771		
			ア	他 会 計 繰 入 金	77,000	76,824	78,064	79,173	78,920	77,773	75,435	73,211	71,043	67,315	61,356	54,771	
			イ	そ の 他													
	収 支 的 支 出	2	総	費 用 (D)	61,622	67,286	58,589	57,473	56,060	54,637	53,208	51,770	50,362	48,967	47,660	46,489	
			(1)	営 業 費 用	40,228	47,406	40,179	40,456	40,458	40,461	40,465	40,468	40,473	40,477	40,482	40,486	
				ア	職 員 給 与 費	4,353	4,765	4,869	4,869	4,869	4,869	4,869	4,869	4,869	4,869	4,869	4,869
					うち 退 職 手 当												
				イ	そ の 他	35,875	42,641	35,310	35,587	35,589	35,592	35,596	35,599	35,604	35,608	35,613	35,617
			(2)	営 業 外 費 用	21,394	19,879	18,410	17,017	15,602	14,176	12,743	11,301	9,889	8,490	7,178	6,003	
			ア	支 払 利 息	20,955	19,441	17,944	16,561	15,146	13,720	12,287	10,845	9,433	8,034	6,722	5,547	
				うち一時借入金利息													
			イ	そ の 他	439	438	466	456	456	456	456	456	456	456	456	456	
		3	収 支 差 引 (A)-(D)	(E)	53,086	45,138	55,465	58,330	59,446	59,656	58,673	57,812	56,962	54,540	49,801	44,301	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)		22,000	34,238	25,836	29,244	99,507	71,741	24,338	30,652	35,738	20,228	26,625	45,252		
		(1)	地 方 債	22,000	21,000	22,100	29,244	18,683	13,000	13,842	15,608	13,000	16,735	14,006	42,815		
			うち 資 本 費 平 準 化 債	22,000	13,900	14,600	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000		
		(2)	他 会 計 補 助 金														
		(3)	他 会 計 借 入 金		13,176	3,736		38,477	32,123	10,496	10,790	15,073	3,493	7,565			
		(4)	固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金					42,347	26,618		4,254	7,665		5,054	2,437		
		(6)	工 事 負 担 金														
		(7)	そ の 他		62												
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)		75,896	78,507	81,298	84,191	158,949	131,374	83,006	88,460	92,697	74,764	76,421	63,100	
			(1)	建 設 改 良 費						73,647	46,293		7,398	13,331		4,238	
				うち 職 員 給 与 費													
			(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	75,896	78,507	81,298	84,191	85,302	85,081	83,006	81,062	79,366	74,764	67,632	58,862	
			(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5)	そ の 他															
	3	収 支 差 引 (F)-(G)	(I)	△ 53,896	△ 44,269	△ 55,462	△ 54,947	△ 59,442	△ 59,633	△ 58,668	△ 57,808	△ 56,959	△ 54,536	△ 49,796	△ 17,848		

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収 支 再 差 引	(E)+(I)	△ 810	869	3	3,383	4	23	5	4	4	4	4	26,453
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	2,252	1,441	9,669	8,946	8,489	8,034	7,583	7,135	6,691	6,251	5,815	5,384
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	1,442	2,310	9,672	12,329	8,493	8,057	7,588	7,139	6,695	6,255	5,819	31,837
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)	1,442	2,310	9,672	12,329	8,493	8,057	7,588	7,139	6,695	6,255	5,819	31,837
実 質 収 支	(P)-(Q)												
赤 字 比 率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	83	77	82	82	82	82	82	82	83	84	85	86
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	37,708	35,599	35,991	36,629	36,586	36,520	36,446	36,370	36,281	36,192	36,105	36,019
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)	35,861	36,399	35,595	35,987	36,625	36,582	36,516	36,441	36,366	36,276	36,188	36,101
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地方債残高	(Z)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収益的収支分		77,000	89,500	81,800	79,173	117,397	109,896	85,931	84,001	86,116	70,808	68,921	54,771
うち基準内繰入金		74,851	68,601	78,064	79,173	78,920	77,773	75,435	73,211	71,043	67,315	61,356	54,771
うち基準外繰入金		2,149	20,899	3,736		38,477	32,123	10,496	10,790	15,073	3,493	7,565	
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		77,000	89,500	81,800	79,173	117,397	109,896	85,931	84,001	86,116	70,808	68,921	54,771

(※)平成31年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。